

労働組合担当者 実務マニュアル

(第2版)



ともにつくるゆめ基金

2024年 8月
一般社団法人ともにつくるゆめ基金

目次

はじめに／用語の整理	P3
労働組合役員・実務担当者の皆さまへ	P4
1. ともにつくるゆめ基金の支援プログラム	P5
(1) 各種支援金について	P6
・ゆめ育成支援金	
・ゆめ応援支援金	
(2) 各種サポートについて	P8
2. 支援登録までの流れ（支援対象事象が発生した場合の対応について）	P9
(1) ホームページからの支援登録申請	
(2) 書面による支援登録申請	
3. 各種支援金の申請手続きについて	P12
(1) 「ゆめ育成支援金」申請手続き	
(2) 「ゆめ応援支援金」申請手続き	
4. ともにつくるゆめ基金の告知ツールについて	P14
(1) 告知ツールの種類	
(2) 告知ツールの入手方法	
(3) その他の教宣物について	
5. Q&A 集	P15



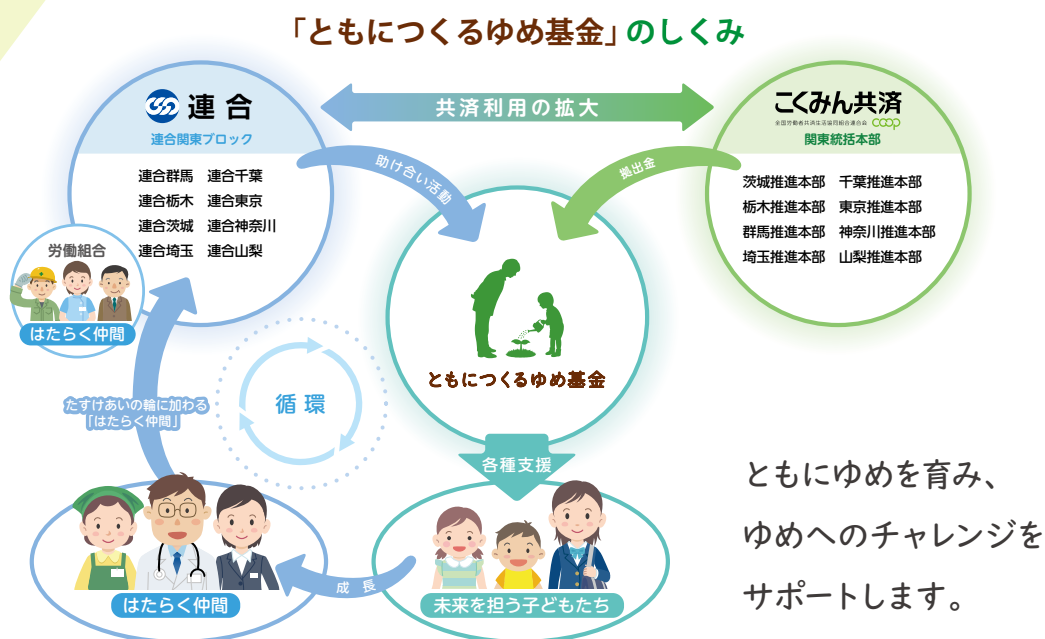
はじめに

一般社団法人とものつくるゆめ基金（以下、とものつくるゆめ基金）は、連合関東ブロック連絡会・各地方連合会（連合群馬・連合栃木・連合茨城・連合埼玉・連合千葉・連合東京・連合神奈川・連合山梨）とこくみん共済coop 関東統括本部が「組合員とその家族のためのたすけあいのしくみ」として、2020年6月に設立しました。

その事業内容は、連合関東ブロック管内の組合員または配偶者がお亡くなりになられた、もしくは重度障がいに見舞われた際に、24歳以下のお子さまに対して支援を行うものです。

とものつくるゆめ基金は、子どもたちがゆめを育み、チャレンジできるようサポートすること、また、そのプロセスを通じて「自身の成長」「はたらくこと」「社会との関わり」に寄与することを目指しています。

組合員への告知活動や支援対象となられた組合員へのご案内等、地方連合会加盟労働組合の皆さまには、子どもたちのゆめの実現支援のため、ひいては私たちの運動を未来につなげていくため、何卒ご協力をお願いいたします。



用語の整理

当マニュアルで使用する用語は以下のとおりとします。

支援対象者 : 親（連合関東ブロック連絡会（連合群馬・連合栃木・連合茨城・連合埼玉・連合千葉・連合東京・連合神奈川・連合山梨）に加盟している労働組合の組合員またはその配偶者）が死亡・重度障がいに見舞われた0歳～24歳の子ども

支援対象者等 : 支援登録要件を満たした方（お子さま・保護者）

支援登録者等 : とものつくるゆめ基金への支援登録が完了した方（お子さま・保護者）

支援対象事象 : 組合員またはその配偶者が死亡・重度障がいに見舞われた場合のこと

労働組合 : 連合関東ブロック連絡会（連合群馬・連合栃木・連合茨城・連合埼玉・連合千葉・連合東京・連合神奈川・連合山梨）に加盟している労働組合

基金事務局 : とものつくるゆめ基金事務局

ホームページ : とものつくるゆめ基金のホームページ（WEB サイト） ▶ <https://www.tomoni-yume.org>



労働組合役員・実務担当者の皆さまへ

ともにつくるゆめ基金を知っていただくために（告知・広報）

ともにつくるゆめ基金は、組合員やそのご家族へのたすけあいの制度として、お子さまのゆめの実現のための支援をしています。「連合関東ブロック連絡会の組合員または配偶者」のお子さまであれば、どなたでも利用することができます（例えば、こくみん共済 coop の共済への加入等は必要ありません）。また、貸与型奨学金のように返還が必要な支援ではありません。

労働組合の中で、ぜひこの制度を周知いただき、制度利用につなげていただくようご協力をお願いいたします。詳しい支援プログラムの内容は、P5～8をご覧ください。

「支援対象事象（組合員・配偶者の死亡・重度障がい）」が発生したら

まずは、労働組合ご担当者より当基金のリーフレット等をお渡しいただき、簡単に概要をご案内ください。その後、ご担当者または組合員（ご家族）から、基金事務局までご連絡をお願いいたします。ご連絡をいただいた後の登録手続き、その後の各種支援金の申請手続きについては、基金事務局と組合員（ご家族）の間で直接進めていきます。詳しいお手続きの方法は、P9～13をご覧ください。

寄せられた感謝の声

2020年度に制度が発足して以降、これまで162団体、延べ547名のお子さまから支援登録申請をいただいています（2024年3月末現在）。

その中から、実際に制度を利用されたご家族や労働組合より寄せられた感謝の声をご紹介します。

登録申請・請求手続きとともに難しい内容はなく
助かりました。電話時の対応も優しく安心しました。
主人を亡くし、なるべく節約したいのですが、子ども
の教育はあまり我慢させたくないので、本当に
感謝しています。ありがとうございます。

（組合員（保護者）からの声）

とても落ち込んでいらしたご遺族の方が、本取り
組みを知った瞬間に少し安堵され、表情を明るく
されたことが忘れられません。「辛い中でどうし
たら良いか困っていたところ、とてもありがたい
です」とおっしゃっていました。ご遺族の配偶者
の方・未来あるお子さまともに救われるすばらし
い取り組みだと思います。

（労働組合からの声）



thank you

「ともにつくるゆめ基金」の年間活動内容については、こちらをチェック
<https://www.tomoni-yume.org/kikindayori/>





とものつくるゆめ基金の支援プログラム

とものつくるゆめ基金の支援プログラムは、2つの支援金制度を中心とした金銭的な支援と、支援金以外の各種サポートがあります。

支援金制度としては、「ゆめ育成支援金」と「ゆめ応援支援金」の2種類をご用意しています。また各種サポートは、支援登録者等への情報提供を目的とした公的支援制度の紹介（ホームページ掲載）や、就労支援の一環として、施設見学型イベント等を実施しています。

各種支援プログラムは、とものつくるゆめ基金への支援登録完了後にご利用いただくことができます。

ゆめの 応援

<ゆめを探す、育む、試すステージ>

ゆめ育成支援金

ゆめを見つけること、ゆめを育むことを目的に、「自身の成長」「はたらくこと」「社会と関わること」につながるさまざまなテーマへ支援します。

体験教室の
受講費用



部活用具の
購入費用



書籍の
購入費用



<ゆめを実現、アクションするステージ>

ゆめ応援支援金

ゆめの実現やアクションにつなげることを目的に、「自身の成長」「はたらくこと」「社会と関わること」につながるさまざまなテーマへ支援します。

専門学校や
大学の学費



資格取得の
スクール費用



卒業研究の
ための費用



各種 サポート



情報提供

公的支援制度の紹介



就労支援

施設見学型イベント

(1) 各種支援金について

〈各種支援金の申請手続きは P12 ～ 13 をご覧ください〉

<ゆめを探す、育む、試すステージ>

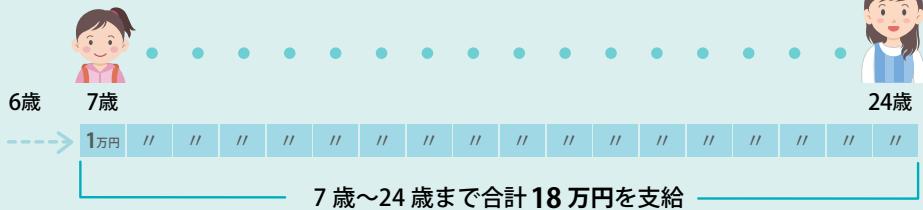
ゆめ育成支援金

0歳～24歳まで毎年の誕生日（誕生日）に、1万円分（ポイント）の支援を行います。

ポイントについては、24歳まで累積可能です。柔軟性をもった支援を行います。

受け取り
例

6歳から基金に登録をした場合



ゆめ育成支援金は、支援対象となった時点（事由発生日。組合員またはその配偶者の死亡日、または、重度障がい認定日）以降の誕生日から、毎年1万円分のポイントを付与します。このポイントについては、ゆめを見つけること、ゆめを育てることを目的に、「自身の成長」「はたらくこと」「社会に関わること」につながるさまざまなテーマに対して支援します。

なお、ポイントを使用しない場合、残ったポイントは次年度以降に繰り越すことができますが、24歳までの間に申請を行う必要があります（所定の年齢までに申請を行わない場合、ポイントは失効します）。

お支払い事例

パティシエ
になりたい製菓材料・
調理道具の購入習い事のダンスを
頑張りたい

ダンスのレッスン代

サッカー選手に
になりたい

サッカー用品購入

ロボットの
プログラマーに
になりたいプログラミング
教室の月謝海外留学を
したい語学の参考書等の
書籍購入レスキュー隊員に
になりたい

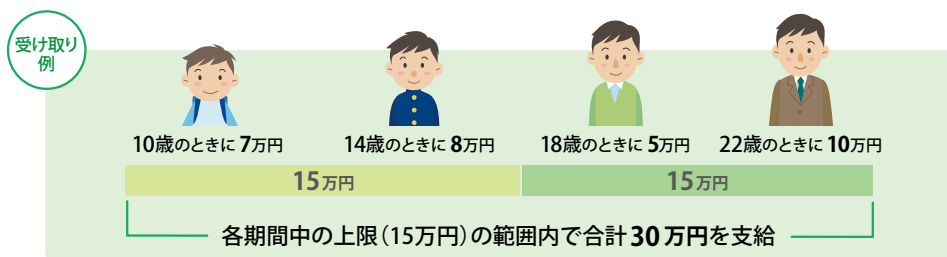
専門学校の授業料

〈ゆめを実現、アクションするステージ〉

ゆめ応援支援金

0歳～15歳までのあいだに … 15万円 (ポイント) 16歳～24歳までのあいだに … 15万円 (ポイント)

各期間中、上限 (15万円) の範囲内であれば何度でもご利用可能です。



ゆめ応援支援金は 0 歳～ 15 歳までの間、16 歳～ 24 歳までの間でそれぞれ 15 万円分のポイントを付与します。ゆめ育成支援金に比べ、まとまった費用となるため、より具体的にゆめの実現やアクションにつなげていくことを目的に、「自身の成長」「はたらくこと」「社会に関わること」につながるさまざまなテーマに対して支援します。なお、支援金は第Ⅰ期については 15 歳までの間に、第Ⅱ期については 24 歳までの間に、申請を行う必要があります (所定の年齢までに申請を行わない場合、ポイントは失効します)。

お支払い事例



(2) 各種サポートについて

2024年8月現在、ともにつくるゆめ基金が行っているサポートは、以下のとおりです。今後、新たなサポートを行う場合は、ホームページや各種教宣物等で告知します。

情報提供（公的支援制度の紹介）

支援登録者等や支援登録を検討している方々への情報提供を目的として、国や地方自治体の実施している各種支援制度や取り組みなどをホームページに掲載しています。ゆめの実現に向かって行動するお子さまと、その生活や家庭を支える保護者の方に向けて、困ったときに知っていると役に立つ公的支援に関する情報を掲載しています。



<https://www.tomoni-yume.org>



▲ホームページ TOP



就労支援（施設見学型イベント）

将来のゆめを探すお子さまに、職場見学を通じて「社会との関わり」や「はたらくこと」へのイメージをもっていただく取り組みとして、施設見学型のイベントを実施しています。

夏休み期間等に、会社施設へ訪問し、働く姿を実際に見学したり、働く人からの体験談を聞く時間を設けたり、有意義な時間を過ごしていただけるようなイベントにしています。



（2023年8月 「日立ビルシステム 施設見学会」の様子）



レクリエーション（イベント）

支援登録者のお子さまとのコミュニティイベントとして、オンラインイベント（クリスマス会等）を開催しています。「ビンゴ」や「マジックショー」、「クイズ」等のレクリエーションを交えながら、お子さまと基金事務局とのコミュニケーションを深めています。

（2023年12月 オンラインクリスマス会の様子）





支援登録までの流れ

(支援対象事象が発生した場合の対応について)

労働組合にて支援対象事象が発生した際には、組合員（またはそのご家族）へともにつくるゆめ基金をご案内ください。

ともにつくるゆめ基金の支援登録申請にあたっては、「ホームページからの支援登録申請」または「書面による支援登録申請」を選択いただけます。支援対象者等のご希望に応じて以下のとおりご対応ください。

(1) ホームページからの支援登録申請

支援対象者等へともにつくるゆめ基金をご案内いただき、ホームページから支援登録申請していただくようにお伝えください。



[URL] <https://www.tomoni-yume.org/application/>



ホームページの URL は、リーフレット^{*1}等にも記載しています。支援対象者等へのご案内時にご利用ください。

*1 P14 参照



1 対応の流れ

組合員またはその配偶者のご逝去、または重度障がいにあわれたら…

- ① 労働組合から組合員またはそのご家族へ連絡します。
- ② 24 歳以下のお子さまがいる場合は、ともにつくるゆめ基金についてご案内のうえ、ホームページから支援登録申請いただくようお願いください。
- ③ ホームページからの支援登録申請には労働組合名と労働組合の連絡先の入力が必要となります。事前に支援対象者等へご案内ください。



- ④ 支援登録者等が、ご自身でホームページから支援登録申請を行います。



- ⑤ ホームページからの支援登録申請の内容にもとづき、基金事務局よりご所属の労働組合に組合員の在籍確認のご連絡をします。



- ⑥ 在籍確認後、基金事務局から支援対象者等へ支援登録にあたっての必要書類（戸籍謄本等）についてご案内します。

2 申請方法

ホームページのトップ画面にある「支援登録申請」をクリック。



支援登録申請ページにある「支援登録申請」をクリック。



メールアドレスをご入力いただき「送信する」をクリック。ご入力いただいたメールアドレスに登録画面の URL をご案内します。



(2) 書面による支援登録申請について

支援対象者等へともにつくるゆめ基金をご案内ください。その後、労働組合もしくは支援対象者等から基金事務局へご連絡をお願いいたします。支援登録申請について、詳細をご案内します。

■ 対応の流れ

組合員またはその配偶者のご逝去、または重度障がいにあわれたら…

- ① 労働組合から組合員またはそのご家族へ連絡します。
- ② 24歳以下のお子さまがいる場合はともにつくるゆめ基金のご案内をお願いします。



〔労働組合から基金事務局に連絡する場合〕

〔支援対象者等が直接基金事務局に連絡する場合〕

③ 基金事務局へ個人情報連携することについて、支援登録者等に了承を得ていただくようお願いいたします。

④ 基金事務局から連絡をさせていただく方のお名前と連絡先（電話番号、メールアドレス、ご住所等）を聞き取ります。

⑤ 聞き取った内容や組合員情報を「支援対象事象発生報告シート^{*1}」へ記載し、基金事務局までメールにてご連絡ください。または、お電話でご連絡いただいても構いません。



③ 支援登録申請には労働組合名と労働組合の連絡先が必要となります。事前に支援対象者等へご案内ください。



④ 支援登録者等が、ご自身で基金事務局へ連絡します。



⑤ 基金事務局よりご所属の労働組合に組合員の在籍確認のご連絡をします。



基金事務局から支援対象者等へ支援登録申請書類を送付します。

*1 シート見本等詳細は次ページを参照ください。

ホームページの URL は、リーフレット^{*2}等にも記載しています。支援対象者等へのご案内時にご利用ください。

*2 P14 参照



申請書類の送付先・問い合わせ先はこちら

● 一般社団法人ともにつくるゆめ基金事務局

TEL: 03-6809-3130 (受付時間: 平日 10:00 ~ 17:00) / MAIL: info@tomoni-yume.org

支援対象事象発生報告シート



ともにつくるゆめ基金

ご記入後、info@tomoni-yume.org へメールにて送付ください。

記入日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

支援対象事象発生報告シート

目的

当シートは支援対象事象が発生した際に、労働組合から基金事務局へご連絡いただきたい項目を記載しています。
労働組合は組合員またはその家族へ連絡を取り、連絡先等の情報を聞き取ります。

注意

1. 組合員情報の基金事務局への連携ならびに連絡先を聞き取る際は、基金事務局から連絡をさせていただくためであることをご理解いただくようにしてください。
2. 各項目の☒欄は必須項目です。

ご所属労組・支部名	
労組・支部連絡先氏名	
連絡先電話番号	

組合員の情報	
組合員氏名	カナ ☒ 漢字 ☒
生年月日	☒
事象発生者（組合員または配偶者）の情報	
事象発生者との続柄	☒ 本人 ☐ 配偶者 ☐
事象内容	☒ 死亡 ☐ 重度障がい ☐
事象発生日	年 _____ 月 _____ 日
連絡先（保護者）の情報	
連絡先（保護者）氏名	カナ ☒ 漢字 ☒
電話番号	☒
Eメールアドレス	
送付先ご住所	☒ 〒 _____
ご連絡可能な時間帯	
24歳以下のお子さま	☒ 1人目： 歳・ 2人目： 歳・ 3人目： 歳 以上

事務局処理欄	
(受付印)	初回連絡日： _____
	送付先住所確認： ☐
	案内発送日： _____

シートのご提出から1週間以内を目途に基金事務局から支援対象者等へご連絡します。



「支援対象事象発生報告シート」のダウンロードはこちらから



[URL] <https://tomoni-yume.org/download/> へアクセス

➡ ダウンロードページよりダウンロードください。





各種支援金の申請手続きについて

ともにつくるゆめ基金への支援登録が完了すると、各種支援金の申請手続きを行っていただきます。支援金の申請にあたっては、支援金を受け取られるご家族と基金事務局との間で直接連絡を取りながら進めていきます。

ゆめ育成支援金 申請手続き

①基金事務局から「ヒアリングシート」*1を送付します。支援対象者等にて必要事項を記入し、基金事務局へご提出いただきます。



②基金事務局にて「ヒアリングシート」の内容を確認し、支援内容を確定します。その後、「支援内容決定通知書」と「支援金請求書」を送付します（ヒアリングシート到着から1～2週間）。



③「支援内容決定通知書」が手元に届きましたら、必要な物、サービスの購入等を行っていただきます。購入時には、レシート等の利用用途や利用金額がわかる明細を取得していただきます。



④支援対象者等にて「支援金請求書」の必要事項を記入し、レシート等の明細（コピー）を貼付のうえ、基金事務局までご提出いただきます。



⑤請求書到着後、「ゆめ育成支援金」をご指定の口座に振り込みます（請求書到着後1ヵ月以内を目途）。

ヒアリングシート見本

一般社団法人ともにつくるゆめ基金 行 記入日: 年 月 日

ゆめ育成支援金・ゆめ応援支援金
ヒアリングシート

1. 申請者（お子さま）情報

ID	氏名	様
電話番号	Eメール	

当申請書の記入者 ☒ 必須 ☐ お子さま本人
いずれかに ☒ を入れてください。
未成年の場合は、保護者の同意が必要です。保護者の方にこの申請を行うことに対する同意をいただってください。
☐ 保護者
保護者の方が申請される場合は、お子さまの意思を尊重し、お子さまが申請に同意されていることを前提とします。

2. 支援金の申請
申請する支援金に ☒ をしてください。ゆめ育成支援金とゆめ応援支援金は一緒に申請することも可能です。

☐ ゆめ育成支援金 ☐ ゆめ応援支援金

3. 今のあなたのゆめを書いてください。 ☒ 必須

4. そのゆめに向けてあなたがやろうと思っていることを書いてください。 ☒ 必須

5. 支援金のつかいみち ☒ 必須

ゆめ育成支援金	使用予定ポイント	ポイント
ゆめ応援支援金	使用予定ポイント	ポイント

2022年2月版
2021B001

▲ *1

ヒアリングシート

「ゆめ」や「ゆめを叶えるためにやりたいこと」「支援金のつかいみち」等について記入いただきます。このヒアリングシートは、基金事務局より随時取り寄せができます。また、毎年支援対象者の誕生月の前月に、ポイント残高のお知らせとあわせて支援対象者等へ送付しています。



ゆめ応援支援金 申請手続き

- ① 基金事務局から「ヒアリングシート」*1を送付します。支援対象者等にて必要事項を記入し、基金事務局へご提出いただきます。



- ②「ヒアリングシート」の内容確認後、基金事務局より支援対象者等へ面談のご案内をさせていただきます。また、その際、年齢に応じた追加の課題をご提出いただきます。追加の課題は、8歳以下の方は提出はありませんが、9歳～15歳の方は作文*2（400字詰め原稿用紙1枚程度）、16歳以上の方は「ライフプランシート」*3をご提出いただきます。



- ③ ゆめの実現に向けて一緒に考え、支援金のつかいみちについて確定させるため、前述の課題シートをもとに事務局とオンラインで面談を行っていただきます。面談時間はおよそ 30 分、お子さまの年齢によっては、保護者の方に同席いただくことも可能です。



- ④ 基金事務局にて、面談内容を踏まえて支援内容を確定します。その後、「支援内容決定通知書」と「支援金請求書」を送付します（面談後1～2週間程度）。



- ⑤「支援内容決定通知書」が手元に届きましたら、必要な物、サービスの購入等を行っていただきます。購入時には、レシート等の利用用途や利用金額がわかる明細を取得していただきます。



- ⑥ 支援対象者等にて「支援金請求書」の必要事項を記入し、レシート等の明細（コピー）を貼付のうえ、基金事務局までご提出いただきます。



- ⑦ 請求書到着後、「ゆめ応援支援金」をご指定の口座に振り込みます（請求書到着後1ヵ月以内を目途）。

ヒアリングシート見本・作文用紙見本・
ライフプランシート見本

[illegible]

◀ *1
ヒアリングシート

シートの詳細は P12
をご参照ください。

▼ *2
作文用紙

9歳～15歳の方にご提出いただきます。
(400字詰め1枚程度)

Handwriting practice sheet for the letter 'v'. The sheet is divided into two main sections by a vertical line. Each section contains 10 columns of a grid. The grid is 20 rows high. The first column in each section is a narrow vertical line. The second column is a narrow vertical line. The third column is a narrow vertical line. The fourth column is a narrow vertical line. The fifth column is a narrow vertical line. The sixth column is a narrow vertical line. The seventh column is a narrow vertical line. The eighth column is a narrow vertical line. The ninth column is a narrow vertical line. The tenth column is a narrow vertical line. The grid is labeled 'v' at the top and 'v' at the bottom.

＊3
ライフプランシート▶

「ゆめの実現に向けて
やりたいこと」や、「そ
のために必要なもの」
等を時系列で簡単に
記入いただきます。

[illegible]



とものつくるゆめ基金の告知ツールについて

とものつくるゆめ基金では、組織内での周知や、支援対象者等へのご案内にご利用いただける告知ツールをご用意しています。ぜひご活用ください。

告知ツールの種類

ツール	内容
1 チラシ	A4 両面。組合員等への告知用。
2 ポスター	B2 片面。組合員等への告知用。組合事務所や組合掲示板等への掲示用。
3 リーフレット	A3 両面。支援対象者等へのご案内用。
4 支援プログラムのご案内	A3 両面。支援対象者等へ制度内容のご案内用。
5 支援金申請手続きのご案内	A3 両面。支援対象者等へ支援金申請手続きのご案内用。
6 ゆめ育成支援金・ゆめ応援支援金活用イメージチラシ	A4 両面。支援対象者等への各種支援金の利用例についてのご案内用。
7 清刷集（広告集）	5 サイズ（カラー・白黒）を用意。組合機関紙等への掲載用。
8 紹介動画 ▶ https://www.tomoni-yume.org/about/	6 分 36 秒の動画。労働組合、組合員等への告知用。 支援内容をご理解いただくために最適です。ぜひご視聴ください

▼ A4 チラシ



▼ 紹介動画



告知ツールの入手方法

各種告知ツールの入手方法等につきましては、基金事務局までお問い合わせください。

なおホームページの「ダウンロード」ページから、上記①～⑦の資料をダウンロードいただけます。資料⑧についてもホームページから閲覧が可能です。

その他の教宣物について

とものつくるゆめ基金だより（年 2 ～ 3 回）

主に、支援登録者等や申請実績のある加盟労働組合に向けて発行しています。支援内容の実例やイベントの開催報告等、支援登録者等により基金の活動を身近に感じていただける内容となっています。



とものつくるゆめ基金レポート（年 1 回）

基金の活動をまとめたディスクロージャー紙として、毎年 7 ～ 8 月頃に発行しています。毎年度の主な活動内容や実績等をまとめており、各地方連合会を通じて納品するとともに、ホームページにも記載しています。





Q & A 集

これまでに寄せられた代表的な質問をまとめました。

支援対象者について

Q1 支援対象について教えてください。

A1 親（連合関東ブロック連絡会（連合群馬・連合栃木・連合茨城・連合埼玉・連合千葉・連合東京・連合神奈川・連合山梨）の組合員またはその配偶者）が死亡・重度障がいに見舞われた子ども（24 歳以下）が支援対象となります。なお 2020 年 6 月 1 日以降に事象が発生した支援対象者に適用されます。

Q2 連合関東ブロック各地方連合会に直加盟の組合員も対象となりますか？

A2 連合関東ブロック各地方連合会に直加盟の組合員も支援対象となります。

Q3 連合関東ブロック連絡会の組合員ですが、組織事情で関東に居住、または勤務していません。その場合支援対象となりますか？

A3 連合関東ブロック管内の各地方連合会の労働組合の組合員であれば、関東域外に居住、また勤務していても支援対象とします。

Q4 内縁関係や同性パートナーが育てている子どもは支援対象になりますか？

A4 同居の事実および同居期間を客観的に確認できる書類（同じ住所の住民票や民生委員の証明書等）で内縁関係にある方または同性パートナーであることを確認できた場合は支援対象としていきます。

Q5 支援対象事象が発生した時点で、子どもが結婚や就職をしていて親とは別生計となっている場合、その子どもは支援対象となりますか？

A5 事象発生時に 24 歳以下であれば、支援対象としていきます。

Q6 支援対象者の親が離婚していて、同一生計でない父または母が、死亡または重度障がいになった場合、支援対象となりますか？

A6 支援対象者の前提として、連合関東ブロック連絡会の組合員またはその配偶者が死亡・重度障がいに見舞われた際にその子どもを支援していくこととしています。離婚して、同一生計ではない父または母が亡くなられた、もしくは重度障がいに見舞われた場合、支援対象の可否については、父または母が連合関東ブロック連絡会に所属の組合員かどうかで判断します。

Q7 支援期間中に支援対象者の親が再婚して生まれた子どもは支援対象になりますか？

A7 支援期間中に支援対象者の親が再婚されて子どもが生まれた場合、その子どもは支援対象になりません。

Q8 支援対象となる子どもが複数いる場合、1名ごとに支援対象となりますか？ それともその世帯が支援対象となりますか？

A8 支援対象者が複数いる場合、1名ごとに支援対象となります。

Q9 支援対象条件である重度障がいの定義を教えてください。

A9 労働者災害補償保険法施行規則別表第一障害等級表の第1級、第2級および第3級の2・3・4のいずれかの身体障がいの状態、または当基金が認めるものを重度障がいとしています。

Q10 支援対象者の親が支援期間中に転勤して関東から離れたり、管理職となって非組合員となった場合、支援はその時点で中断されますか？

A10 支援対象者が支援期間中に親の転勤等により関東以外に転居したり、非組合員となった場合でも継続して支援は行っています。

支援登録手続きについて

Q1 支援登録を申請するにはどのようにすればいいですか？

A1 支援登録申請にあたっては「ホームページからの支援登録申請」または「書面による支援登録申請」を選択いただけます。詳しくは、P 9～10をご覧ください。

Q2 組合員がともにつくるゆめ基金の制度を利用するにあたって、労働組合側で団体としての登録手続きが必要となりますか？

A2 団体登録等、労働組合としての手続きは必要ありません。当該のお子さまが支援対象となる要件を満たしていれば制度を利用いただけます。

Q3 支援登録申請は支援対象者（子ども）が申請するのですか？ それとも親が申請するのですか？

A3 原則として、支援対象者ご本人から申請いただきます。ただし、支援対象者が未成年の場合は保護者（親権者・後見人等）から申請いただくことが可能です。

Q4 ともにつくるゆめ基金への登録申請期限はありますか？

A4 2020年6月1日以降に事象発生していることを前提として、申請期限は設けません。ただし、支援登録時点で支援登録申請者が24歳以下であることが前提となります。

Q5 支援申請について学校に了承をとったり、報告する必要はありますか？

A5 支援申請にあたって、在籍している学校等にご報告いただく必要はありません。

Q6 支援登録手続きにあたっての必要書類を教えてください。

A6 ご家族関係を確認させていただくため、戸籍謄本のコピーをご用意ください。重度障がいに見舞われた場合は戸籍謄本のコピーにあわせて、診断書のコピーまたは共済金（保険金）の支払証明書等、重度障がいになられたことが確認できる書類をご用意ください。

各種支援金について

Q1 1ポイントは、1円換算ですか？

A1 1ポイント、1円換算です。

Q2 各種支援金を申請するにはどうすればいいですか？

A2 基金事務局までお電話またはホームページの問い合わせフォームにてご連絡ください。申請書類等についてご案内させていただきます。

Q3 各種支援金の申請に学校の成績による制限はありますか？

A3 制限はありません。

Q4 ほかの奨学金（給付型・貸与型）を併用することは可能ですか？

A4 併用可能です。

Q5 各種支援金申請は支援対象者（子ども）が申請するのですか？ それとも親が申請するのですか？

A5 原則として、支援対象者ご本人から申請いただきます。ただし、支援対象者が未成年の場合は保護者（親権者・後見人等）から申請いただくことが可能です。

Q6 各種支援金は分割して利用できますか？

A6 各種支援金は分割して利用できます。「ゆめ育成支援金」はその時点で累積しているポイントを限度として、分割して活用できます。「ゆめ応援支援金」は0歳～15歳まで（第Ⅰ期）と16歳～24歳まで（第Ⅱ期）の間でそれぞれ15万ポイント（15万円）を限度として、分割して活用できます。

Q7 「ゆめ育成支援金」と「ゆめ応援支援金」は、一緒に申請することができますか？

A7 「ゆめ育成支援金」と「ゆめ応援支援金」は一緒に申請することができます。

Q8 各種支援金の振込口座に金融機関指定はありますか？

A8 全国銀行データ通信システムに加盟している金融機関（労働金庫・全国の銀行・信用金庫・信用組合等の国内本支店）であればご利用いただけます。海外にある金融機関等のご指定いただけません。

Q9 支援金の振込口座は子ども名義の口座を設定する必要がありますか？

A9 支援対象者（子ども）本人名義の口座を基本とします。

Q10 支援対象者が就職や結婚をした場合、支援は継続されますか？

A10 支援対象者が就職や結婚をした場合でも、継続して支援を行っていきます。

Q11 親が死亡または重度障がいになってから数年後に登録申請した場合、事象が発生してから登録申請するまでの期間分の各種支援金の取り扱いはどうなりますか？

A11 各種支援金は支援対象となった時点（事象発生時点）にさかのぼってポイントを付与します。ただし支援登録時点で対象年齢（0歳～24歳）を超えている場合、支援登録はできません。

Q12 支援期間中に支援対象者の親（組合員またはその配偶者）が再婚した場合、支援は継続されますか？

A12 支援期間中に支援対象者の親が再婚した場合でも、基金からの支援は継続して行います。

Q13 支援期間中に支援対象者が死亡した場合、累積されたポイントがあったときの取り扱いはどのようなのですか？

A13 支援期間中に支援対象者が亡くなった場合は、その事由が発生した時点でポイントは消滅します。

Q14 各種支援金の対象にならないケースはありますか？

A14 危険性が高いもの、ゆめの実現との関係性が低いもの、その他公序良俗の観点から問題があるものに対して支援は行いません。

Q15 各種支援金は請求手続きから給付までどれくらいの期間がかかりますか？

A15 各種支援金は請求手続きをいただいてから1か月以内に指定の口座に振り込みます。

Q16 各種支援金は課税所得になりますか？

A16 課税所得になります。詳しくは最寄りの税務署へお問い合わせください。

ゆめ育成支援金について

Q1 ゆめの内容が毎年変わっても支援金の給付対象になりますか？

A1 毎年ゆめの内容が変わっても支援対象者がその時点で描いているゆめを尊重していきます。ゆめ育成支援金の支援目的である「ゆめを見つけること、ゆめを育てることを目的に『自身の成長』『はたらくこと』『社会に関わること』につながるさまざまなテーマ」に沿った内容について支援していきます。

ゆめ応援支援金について

Q1 「0 歳から 15 歳までの間」の残ポイントは、16 歳以降、繰り越しができますか？

A1 ゆめ応援支援金の残ポイントの繰り越しはできません。必ず 15 歳のうちに申請をお願いします。

支援対象者等からの質問で回答に迷ったときは、お気軽に事務局までご連絡ください。

一般社団法人とものつくるゆめ基金事務局

TEL：03-6809-3130（受付時間：平日 10：00～17：00）／MAIL：info@tomoni-yume.org



一般社団法人とものつくるゆめ基金事務局
<https://www.tomoni-yume.org>

〒108-0023

東京都港区芝浦 3-2-22 田町交通ビル 2F

TEL : 03-6809-3130 MAIL : info@tomoni-yume.org

受付時間：平日 10:00 ～ 17:00

